

第 13 回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年6月28日(月) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	欠席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 10 名・欠席 2 名		
○ 1 番	×	藤原 健祐		6 番 佐藤 良一	○ 刈谷 哲二	○ 邑田 昌平	○ 田村 泰富	
○ 2 番		田村 和弘		○ 7 番 横畠 悦子	○ 田村 克郎	○ 眞辺 忠志	○ 北添 秀紀	
○ 3 番	×	森田 有紀		8 番 横畠 増吉	○ 田村 宮幸	○ 澤村 重隆		
○ 4 番		氏原 延		○ 9 番 北添 正男	×	森 正彦	×	山口 修二
○ 5 番		田村 公史			○ 野村 隆博	○ 伊藤 洋章		

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日 程 第	1 開	会
	同 第	2 議事録署名委員選任	
	同 第	3 報	告
	同 第	4 議	事

- 第 1 号議案 農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第 2 号議案 農地法第 3 条に関する件
- 第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件
- 第 4 号議案 非農地証明願に関する件
- 第 5 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件
- 第 6 号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件

同	第	5	そ	の	他
同	第	6	閉		会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第13回農業委員会定例総会を開会します。

本日は6番 佐藤 良一 委員と 8番 横畠 増吉 委員、農地利用最適化推進委員の 森 正彦 委員、 山口 修二 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、4番 氏原 延 委員と5番 田村 公史 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、今月はオンラインでの参加が2件あり、9日に農業者年金研修会へ事務局より私、森田と前田が、16日には令和3年度上期農業委員会会長・事務局長会議へ会長と事務局より私、森田が出席しています。

その他に、16日の高知県農業会議第68回通常総会と、17日のコスモス行政営農振興協議会第27回通常総会が書面決議のみとなっています。

そして、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書11件について報告します。

8番が、所有者が[]の[]さんと[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が本郷字[]番[] 他2筆。地目が畑で、面積が合計で2,488㎡。受付日・受理日とも

に令和3年5月11日。権利取得日が平成17年12月25日で、取得事由が相続となっています。

9番が、所有者が■の■■■さん。権利取得者が■の■■■さん。土地の所在が字■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で4,543㎡。受付日・受理日ともに令和3年5月14日。権利取得日が平成24年2月23日で、取得事由が相続となっています。

10番が、所有者が■の■■■さん。権利取得者が■の■■■さん。土地の所在が字■■■番■。地目が畑で、面積が298㎡。受付日・受理日ともに令和3年5月14日。権利取得日が平成24年2月23日で、取得事由が相続となっています。

11番が、所有者が■の■■■さん。権利取得者が■の■■■さん。土地の所在が黒原字■■■番■他45筆。地目は田が15筆と畑が31筆で、面積が合計で15,915.08㎡。受付日・受理日ともに令和3年5月17日。権利取得日が令和2年10月9日で、取得事由が相続となっています。

12番が、所有者が■の■■■さん。権利取得者が■の■■■さん。土地の所在が四ツ白字■■■番 他2筆。地目は田が1筆と畑が2筆で、面積が合計で1,581㎡。受付日・受理日ともに令和3年5月19日。権利取得日が令和3年1月21日で、取得事由が相続となっています。

13番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が永野字[]番[]。他1筆。地目は田と畑で、面積が合計で331㎡。受付日・受理日ともに令和3年5月19日。権利取得日が平成24年2月5日で、取得事由が相続となっています。

14番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が字[]番[]。他2筆。地目は田で、面積が合計で1,932㎡。受付日・受理日ともに令和3年5月21日。権利取得日が平成30年1月25日で、取得事由が相続となっています。

15番が、所有者が[]の[]さんと[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が字[]番[]。他7筆。地目は田と畑が4筆ずつで、面積が合計で3,123㎡。受付日・受理日ともに令和3年5月21日。権利取得日が平成30年1月25日で、取得事由が持分2/3の相続となっています。

16番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が本郷字[]番[]。他6筆。地目は田が5筆と畑が2筆で、面積が合計で2,890㎡。受付日・受理日ともに令和3年6月1日。権利取得日が平成23年2月3日で、取得事由が相続となっています。

17番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が永野字[]番[]。地目は畑で、面積が84㎡。受付日・受理日ともに令和3年6月8日。権利取得日が平成

6年12月15日で、取得事由が時効取得となっています。

18番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が永野字[]番[]。他22筆。地目は田が16筆と畑が7筆で、面積が合計で12,909㎡。受付日・受理日ともに令和3年6月10日。権利取得日が平成31年2月18日で、取得事由が相続となっています。

つづきまして、報告事項3. 時効取得2件について報告します。

1番は先ほどの17番の件になりますので、説明を省略させていただきます。

2番は、登記義務者が[]の[]さん。登記権利者が[]の[]さん。土地の所在が、字[]番[]。地目が田で、面積が48㎡。受付日が令和3年6月9日。登記の目的が所有権移転で、登記原因日が平成元年12月31日。登記原因が時効取得となっています。

以上で報告を終わります。

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第Ⅰ号議案農地利用最適化推進委員の選任に関する件を議案とします。

５月２０日から６月１６日までで募集をかけていた農地利用最適化推進委員につきまして、議案書にあるとおり、３名の方から募集がありました。それぞれの方の詳細については、別紙の資料のとおりとなっています。

６月２２日には、私と田村職代、黒岩地区の委員さん４名と森田事務局長の合計７名で話し合いを行い中継ぎであることから、以前農業委員を経験されている大谷恵呉さんがいいのではないかという結論となりました。

今日の総会で決を採り、委員の選任を行いたいと思いますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

事務局（森田事務局長）

募集のありました３人の方につきましては、評価手順に沿って評価したところ、点数が高い順で言うと③②①の順になります。これは、経営面積の規模や農業での収入があるなどの点が評価点数が高いためです。

議長（北添会長）

質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質疑等がないようなので、お諮りします。第Ⅰ号議案農地利用最適化推進委員の選任につきまして、大

谷恵呉さんを選任することに賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は大谷恵呉さんを選任することに決定しました。つづきまして、第2号議案農地法第3条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案農地法第3条に関する件7件を説明します。

9番が、譲渡人が[]の[]さん、譲受人が[]の[]さん。土地の所在が西組字[]番[] 他1筆。地目は田で、面積が合計で1, 750㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は反当75万円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

10番が、譲渡人が[]の[]さん、譲受人が[]の[]さん。土地の所在が本郷字[]番[] 他2筆。地目は畑で、面積が合計で1, 105㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

11番が、譲渡人が[]の[]さん、譲受人が[]の[]さん。土地の所在が字[]番[]。地目は田で、面積が950㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は35万

円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

12番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が永野字■■■■番■■。地目は畑で、面積が224㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は10万円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

13番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1,648㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は反当37万円となっています。

14番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が庄田字■■■■番■■ 他6筆。地目は田が5筆と畑が2筆で、面積が合計で3,404㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は40万円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

15番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が庄田字■■■■番■■。地目は畑で、面積が1,177㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は40万円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

3 番森田委員

9 番について報告します。申請地は■■■■集落内にあり、■■■■公民館から西に約 3 0 m の所に隣接する 2 筆の田です。現在は水稻が栽培されており、許可後も引き続き水稻を栽培するとのことです。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に年間 1 5 0 日以上従事しており、耕作必要な農機具類は父親と共同利用しています。また世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

澤村推進委員

1 0 番について報告します。申請地は■■■■集落の川を挟んだ南側にあり、現在は栗・柿・花等を栽培しています。許可後も譲受人は引き続き栗等を栽培していくとのことです。

必要な農機具類も所有しており、地域との調和要件も問題ありません。

田村克郎推進委員

1 1 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、譲受人の家の北西の方角に隣接してあります。現在はハウスを建設中で、骨格ができたところです。許可後ではトマトを栽培する予定とのことです。

譲受人は主に水稻とトマトを栽培する専業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、また世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

5 番田村委員

1 2 番について報告します。申請地は■■■■集落内にあり、■■■■より南東約 2 0 0 m にある畑です。現在は畑として畝立てした状態です。許可後は野菜を栽培するとのことです。

譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農機具類も所有しており、また世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

田村 幸幸推進委員

13番について報告します。申請地は■■■■集落の■■■■にあります。現在は田植え後の状態であり譲受人は来年から水稻を栽培する兼業農家です。耕作に必要な農機具類はリースを予定しています。世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

伊藤 推進委員

14番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■より西南に約1km内にある7筆です。現在は何も栽培されていません。

譲受人は臨時職員兼業農家で、水稻・野菜・ハーブなど栽培予定です。農機具は軽トラを所有しておりリース・購入します。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、15番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■より南西約300m、譲受人の実家のすぐ前にあります。現在は草が生えている状態です。

譲受人は会社員兼業農家で、主に野菜を栽培する予定です。下限面積は超えており、農機具類も親と共同利用しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第3号議案農地法第5条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

譲渡人が■の■■■■さん、譲受人が■の■■■■。土地の所在が、字■■■■番■。地目が田で、面積が449㎡。転用目的は建築条件付き宅地分譲（2棟分）で、農地区分は街区の中の宅地面積が40％を超えていることから第3種農地と判断しました。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村克郎推進委員

1 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■より南東に約 5 0 m の所にあります。現在は雑草が一面 1 m ほど伸びた状態で、北側・東側は町道で、南側・西側は田です。

関係者の承諾は得ており、排水や日照についても影響がなく、問題ありません。町道が狭い為、北側で約 1. 9 m 幅、東側で約 0. 9 m 幅を分筆して、町へ寄付する予定とのことです。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第 3 号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第 3 号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。つづきまして、第 4 号議案非農地証明願に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案非農地証明願に関する件1件について説明します。

申請者が■の■さん。土地の所在が、字■番■。地目が田で、面積が616㎡。利用状況は、20年以上前から耕作しておらず、倉庫と一部道路として利用しているとのこと。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村宮幸推進委員

2番について報告します。申請地は20年以上前から耕作放棄し、現在は倉庫があり、一部道路として利用している。佐川町農業委員会非農地証明事務取扱要綱第6条（5）に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第5号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第5号議案佐川町農用地利用集積計画（6月分）6件について説明します。

17番は、貸し手が■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、平野字■■■番■。現況地目は田で、面積が343㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が公告日から令和8年6月30日までの5年間です。

18番は、貸し手が■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、字■■■番■。現況地目は田で、面積が267㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定は水稻。設定期間が公告日から令和8年6月30日までの5年間です。

19番は、貸し手が■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、永野字■■■番■。現況地目は畑で、面積が640㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は水稻。設定期間が公告日から令和6年6月30日までの3年間です。

20番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。現況地目は畑で、面積が681㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は1万円。作付け予定は露地ニラで、設定期間が公告日から令和8年6月30日までの5年間です。

21番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中組字■■■■番 他1筆。現況地目は畑で、面積が合計で1,996㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は全体で10万円。作付け予定は施設ニラで、設定期間が公告日から令和8年6月30日までの5年間です。

22番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中組字■■■■番。現況地目は畑で、面積が709㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は全体で1万4千円。作付け予定は施設ニラで、設定期間が公告日から令和8年6月30日までの5年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

１７番について、確認委員である山口推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落内で、■■■■から南に約１００ｍ行った町道西側にあり、現在は水田に飼料米が耕作されています。

借受人は主に稲作を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、稲作栽培に必要な農機具等も全て所有しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件にも問題ありません。

報告は以上です。

田村宮幸推進委員

１８番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から北に１００ｍ行った■■■■の西側の土地が申請地です。現在、申請地では田植えが終わったところで、今後も水稻を栽培する専業農家で農機具等も所有し、経営状況も問題ありません。また、地域との調和要件も問題ありません。

４番氏原委員

１９番について報告します。申請地は■■■■集落内で、貸付人の家の裏の畑で、果実を植えてあります。借受人は貸付人の弟で、近くに住んでおり、高齢の兄の畑を管理栽培するとのことでした。

借受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており問題ありません。また、地域との調和要件も問題ありません。

事務局（森田事務局長）

20番について、確認委員である森推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落の東端付近にあり、■■■■から南方向に約100mの地点にあり、現在は野菜を栽培しています。

借受人はニラの専業農家で、世帯の経営状況にも問題はなく、機械類も所有しています。農地の全てを耕作しており、地域との調和要件も問題ありません。

報告は以上です。

邑田推進委員

21番と22番について、まとめて報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より南に約150m行った左側の土地で、現在はハウス内でニラを栽培しています。申請地ではニラを栽培する予定とのことです。

借受人はニラの専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、必要な農機具類も全て所有し、農地の全てを耕作しており、また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第5号議案について原案のとおり承認することとし、町長に

回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第5号議案は全て原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

事務局（前田主任）

それでは、第6号議案佐川町農業振興地域整備計画変更（除外）3件について説明します。

1番は、所有者が■の■■■■さん。転用予定者が■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■。地目は田で、面積が690㎡の内361.44㎡。

申請内容は一般個人住宅の建築で、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

2番は、所有者が■■■■の■■■■さんと■■■■の■■■■さん。転用予定者が■■■■の■■■■■■■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1,568㎡。

申請内容は■■■■■■■■■■への進入路で、■■■■■■■■■■が代理人となっています。

3番は、所有者が■■■■の■■■■さん。転用予定者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、ニツ野字■■■■番■■。地目は畑で、面積が401㎡。

申請内容は一般個人住宅の建築で、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村克郎推進委員

1 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■より東へ約 10 m のところにあります。現在は水稻の苗が植え付けられたばかりの状態で、申請地の東側は田、西側は道路、南側も道路、北側は田です。関係者の承諾は得ています。また、排水や日照についても影響がなく、特に問題はありません。

北添推進委員

2 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■の北東に隣接する農地です。現在は水田で水稻を植えている状態で、■■■■番は東側と北側は農道、西側は■■■■と水田、南側は畑。■■■■番■■は東側・北側は水田、西側・南側は農道となっていますが、関係者の承諾は得ています。また、排水や日照についても影響がなく、特に問題はありません。

田村泰富推進委員

3 番について報告します。申請地は■■■■集落の北端に位置し、■■■■から 5 m 程度上がったところにあります。申請地の現状は簡易な倉庫が 2 棟建てられ、一部はスイカ等が栽培されています。東側は公衆用道路、西側は原野・山林、南側は竹林、北側は宅地・畑地で、関係者からの承諾書も添付されています。なお、1 名の方については土地所有者の現状を記載した書面の添付もあります。通行、排水同意書も添付され、特に問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第6号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第6号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他、何かありませんか。

事務局（前田主任）

来月の総会からまた農地利用状況調査が始まりますが、国が調査報告書の様式を今年から変更したことにより、皆さんに調査してもらう項目が増えました。

そのため、来月の総会では調査に関するマニュアルや調査結果を記録する報告書の様式についての説明をいたします。

また、まだ切図のファイルを持ってきてない方は、差し替え作業があるので早めに事務局まで持ってきてください。

議長（北添会長）

その他、何かありませんか。

田村克郎推進委員

先月の農地法第3条第3項第1号の規定による届出で農業委員会のあっせん希望があった土地について現地を確認してきましたので、報告いたします。届出のあった土地は■集落内にあり、主な土地が田んぼになりますが、そこは誰かが植えていました。あと、山の中にも土地がありますが、そこなどは周囲も含めて荒れており、誰かに貸すような土地ではありませんでした。

事務局（前田主任）

農地のあっせんは、売買と貸借もありますので、農地を処分したいということなら、誰か買ってくれる人を探しているということになります。

議長（北添会長）

そういうことであれば、宿題ということで、また何か情報があればお願いします。

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第13回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は7月28日、水曜日、午後1時30分から役場2階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
